

ご来院の方々へ

令和6年診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてWebサイト上に掲載いたします。

1. 医療情報取得加算

当院ではオンライン資格確認を導入しております。オンライン資格確認により取得した情報を活用し診療を行って参ります。

2. 一般名処方加算

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

3. 明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成24年8月より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

4. 長期収載品について

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック）がある薬で先発医薬品を処方希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を選定療養費としてお支払いいただきます。

5. 他、当院において現在届け出ている施設基準は以下の通りです。

- ・ 夜間早朝加算
- ・ 時間外対応加算 1
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 透析液水質確保加算
- ・ 慢性維持透析濾過加算
- ・ 人工腎臓 慢性維持透析 1
- ・ 導入期加算 1
- ・ ベースアップ評価料 1

2025年7月4日
立花クリニック